

鉄道事業の廃止の届出に係る廃止の日の繰上げについて

令和元年11月12日付けで東日本旅客鉄道株式会社から提出された鉄道事業の一部を廃止する届出に関し、鉄道事業法第28条の2第2項の規定に基づき、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して意見の聴取を行いました。

この結果、廃止の日の繰上げについて、国土交通大臣より東日本旅客鉄道株式会社に対して、下記のとおり通知いたしましたので、お知らせいたします。

記

【通知内容】

「意見聴取の結果、廃止の日を令和2年4月1日に繰り上げたとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認める。」

《参考》鉄道事業の廃止の届出の概要について

- 廃止の届出を行った鉄道事業者名
東日本旅客鉄道株式会社（代表取締役社長 深澤 祐二）
- 届出日
令和元年11月12日
- 廃止の届出があった路線名及び区間
・大船渡線 気仙沼駅～盛駅間（43.7km）
・気仙沼線 柳津駅～気仙沼駅間（55.3km）
※上記区間については、現在、鉄道は運行しておらず、道路運送法に基づきBRTにて運行されております。
- 廃止の予定日
令和2年11月13日

＜お問い合わせ先＞

東北運輸局 鉄道部 計画課

TEL：022-791-7526